

社会保障法判例

脇野 幸太郎

収容保護ではなく、居宅での生活保護（居宅保護）を求める野宿生活者に対し、大阪市立更生相談所長が住居を持たない者は居宅保護はできないとして収容保護決定をしたのは違法として、収容保護決定の取消しが認められた事例（佐藤訴訟控訴審判決）

大阪高等裁判所平成15年10月23日判決（平成14年（行コ）第34号 生活保護開始決定取消等請求控訴事件・「賃金と社会保障」1358号10頁）

原審：大阪地方裁判所平成14年3月22日判決（「賃金と社会保障」1321号10頁）

I 事実の概要

1 X（原告・被控訴人）は昭和7年福岡県北九州市に生まれ、昭和34年ころから主として大阪府内で建設労働者や鉄工所工員として働いてきた。平成3年頃から平成6年夏までは大阪市内のアパートに一人で居住していたが、その後景気の悪化に伴って仕事が減少し、家賃が支払えなくなったため、いわゆるドヤ（簡易宿泊所）に宿泊しながら生活するようになった。平成6年ころから右耳が難聴となったこともあり、平成7年の春ころからは、仕事にもあまり就けなくなり、野宿する日もあった。

2 控訴人Y（被告・大阪市立更生相談所長）は平成8年5月17日、Xからの保護開始申請に基づき、生活保護法（以下「法」という）38条3項所定の更生施設である大阪市立更生相談所（以下「市更相」という）付属の一時保護所での収容

保護を行う旨の保護開始決定をし、その後同年6月19日には更生施設である淀川寮での収容保護を行う旨の保護変更決定をした。Xは同年12月、淀川寮を退所し、Yはこれを理由として保護廃止決定を行った。

なお、市更相は大阪市の生活保護法施行細則2条2項により、大阪市長から、環境改善地区（いわゆる釜ヶ崎地区ないしあいりん地区）における住居のない要保護者に関する生活保護事務の委任を受け、同事務を実施する機関である。

Xはその後、仕事のある時は簡易宿泊所に宿泊し、所持金が尽きると野宿するという生活に戻った。

3 Yは、平成9年1月30日、Xの保護開始申請に基づき、一時保護所で収容保護を行う旨の保護開始決定をし、同年3月12日、更生施設である自彊寮で収容保護を行う旨の保護変更決定をした。Xは同年8月14日、同施設を退所し、Yはこれを理由として保護廃止決定を行った。Xは同

年10月ころからは再び野宿の生活へ戻った。

なお、Xが淀川寮および自強寮を退所する際、いずれの職員からも居宅保護への変更が可能である旨の説明はなかった。

4 Xは平成9年10月16日、かねてから相談を行っていた釜ヶ崎医療連絡会議（釜ヶ崎周辺の日雇労働者や野宿者の医療・福祉の改善を目的とした活動をしている団体であり、医療相談や、Xのような者が生活保護の申請をする際の立会い等を行っている。以下「医療連」という）の医療相談を訪れ、その際初めて、居宅がない者であっても居宅保護が受けられる可能性がある旨の話を聞いた。

Xは同年10月20日、市更相を訪れ、手書きの生活保護開始申請書を提出しようとした。これには、保護を受けたい理由として、「難聴のため、集団生活についていけず、施設での生活に強いストレスを感じます。これまで施設に入った経験がありますが、堪えられませんでした。アパートでの自立生活には自信があり、居宅での生活保護を希望します。」と記載されていた。

しかし、市更相の担当者は居宅保護は市更相の「範囲を超えてる」「範疇をはずれる」として申請書の受理を拒否しようとした。Yは同年11月5日付で、Xに対し、一時保護所での収容保護を開始する旨の収容保護決定（以下「本件収容保護決定」という）をした。だが、当日Xは一時保護所に出頭しなかった。

5 Xは、本件収容保護決定後、平成9年11月10日まで法外援助（法に基づかない、自治体独自の援助事業）として、法38条2項所定の救護施設に宿泊した後、同月11日に大阪市西成区において賃貸住宅を借りて生活し始め、同月12日、西成区福祉事務所長に対して生活保護申請をし、同事務所長は、Xに対し、同日付で居宅保護を行う旨の保護開始決定をした。

6 Xは、同月11日、本件収容保護決定不服として、大阪府知事に対し審査請求をしたが、約1年後の平成10年11月16日、請求棄却の裁決を受けた。そこでXは、Yに対し、①本件収容保護決定の取消し、②Xが過去2回にわたり

収容保護を受け、各施設から退所した際に、Yが、正当な理由なく生活保護を廃止し、Xに野宿を余儀なくさせたこと、およびYが、居宅保護についての調査義務・説明義務を怠ったことにより、Xの居宅保護の受給権を侵害したとして、大阪市に対して、精神的損害並びに居宅保護を受けられず出損を余儀なくされた敷金および家賃相当額の損害の国家賠償、③大阪府が、本件収容保護決定を不服とする審査請求を1年近くにわたって放置したことによりXが被った精神的損害の国家賠償を求めて大阪地方裁判所に訴訟を提起した。

7 一審での争点は、①本件収容保護決定を取り消す法律上の利益の有無、②本件各廃止決定およびこれに際してYが居宅保護について調査・指導、説明をしなかったことの違法性、③本件収容保護決定の違法性、④Xの大阪市に対する審査請求から裁決まで約1年を要したことの違法性、⑤Xの損害である。

一審判決は、これらのうち、①の本件収容保護決定を取り消す法律上の利益は未だ存しているとして、収容保護決定の取消請求を認容したうえで、③の本件収容保護決定の違法性について、Yが「住所不定の居宅を有しない単身者については、原則として収容保護を行うべきである」と主張したのに対し、「住居を有しない要保護者に対する保護の内容を決定するにつき、必要な裁量判断を行わず、誤った法解釈を前提として本件収容保護決定を行ったものであり、この点において、本件収容保護決定は違法といるべきで」あり、「取り消すべきである」旨判示してYの主張を退け、また、その余の点に関するXの請求は棄却した。

これに対し、Y側が控訴したのが本件であるが、X側は控訴しなかったため、本件における審判の対象は、本件収容保護決定の適法性のみとなつた。

II 爭点

①本件が、法30条1項ただし書の「これによ

「することができないとき」に当たるか否か。

②行政手続法5条3項違反を理由として、本件決定を取り消すべきか否か。

③Yの最低生活保障義務・自立助長義務違反を理由として、本件決定を取り消すべきか否か。

III 判旨

1 本件が、法30条1項ただし書の「これによることができないとき」に当たるか否かについて

(1) 判断

「……本件決定がされた当時、Xにおいては、すみやかに低廉な賃貸条件で居宅を確保することが可能な状況にあった。」 そのような事情は、「Yないし市更相の職員らが、居宅を有しない要保護者についても居宅保護を行うことができる場合があることを前提として適切な調査（本件において、後に述べるとおり、Yないし市更相の職員らはこれを行うべき義務があった。）を行えば、容易に知り得たものである。」

そのような事情に照らせば「本件決定時においては、法30条1項ただし書の『これによることができないとき』（居宅保護によることができないとき）という要件に該当する事由があったとは認められないというべきである。……少なくとも、客観的には、居宅保護によることができないとは確定できなかったにもかかわらず、Yは、Xについては生活扶助を居宅保護によることができないとして、本件決定をしたことになる。」「そして、本件が、同項ただし書の定めるその他の場合に当たることについての主張・立証はない。したがって、本件決定は、同項ただし書の要件を欠くものということになるから、取消を免れない。」

(2) Yの本件における生活保護実施機関としての調査義務について

法1条～5条、11条～18条、24条、25条、27条、28条に規定されている「法の目的、生活保護の特質、保護機関の権限等に関する法の規定や、特に本件におけるような特別な事実経過、とりわけ、Yは従来、居宅を有しない要保護者につ

いては、居宅保護を行うことができないとの法解釈を前提とした事務処理を行っていたことなど…の事実を考慮すると、保護の実施機関であるYは、Xからの本件申請について、要保護者であるXが現に居宅を有しておらないとしても、その他の事情からして法30条の居宅保護を受けられるかどうかを調査すべき義務があったものというべきである。したがって、仮に、Yが主張するように、法30条1項ただし書の「これによることができないとき」の解釈に当たって、居宅の具体的な準備を問題とすべきであるとしても、Yが上記の調査義務を果たしたにもかかわらず居宅の具体的な準備がされなかつた場合にはじめて、同項ただし書の「これによることができないとき」に該当するものというべきである。

(3) 法30条等に関するYの当審における主張について

「……法は、生活扶助と住宅扶助とを、生活保護の種類としては別個のものとし（法11条1項）、これらは、……単給又は併給として行われるものとしている（同条2項）。また、生活保護に関する決定については、後にこれを変更することも可能である（法24条2項、25条2項）。」

一方、法には、居宅を有しない要保護者について、住宅扶助との併給としてでなければ居宅保護を行うことができない旨を定めた規定や、居宅保護のみを行うものとした保護開始決定がされた後に、居宅保護と住宅扶助とを併給する旨の保護変更決定をすることができない旨を定めた規定はない。

以上のような点に照らすと、法が、居宅を有しない要保護者について、住宅扶助を行わずに居宅保護のみを行うことを禁じていないことは明らかである。そうすると、『要保護者が居宅を所有しているような場合を除き、居宅保護による場合は住宅扶助を給付しなければならない。』とするYの解釈はその前提を欠くものであり、賛成できない。」

「また、Yのいう『居宅の具体的な準備』というのも、必ずしも明らかではなく、この一点を基準として、居宅保護の可否を決定することの当否も

疑問がある。

「Yの主張するところは、上記のような法の目的や、法30条1項の趣旨に合致するものとはい難く、採用できない。」

2 結論

「以上の次第であって、Xの本件決定の取消請求は、その余の争点について判断するまでもなく、理由があるから認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。」

IV 検討

結論に賛成。ただし判旨に若干の疑問がある。

1 はじめに——本件一審判決の位置づけ

本件は、大阪市内の環境改善地区（いわゆるあいりん地区）で野宿生活をしていたいわゆるホームレスのXが、居宅での保護を希望したのに対し、大阪市立更生相談所長Yが生活保護法上の施設への収容保護決定を行ったことを不服として、その処分の取消しを求めた事案である。

市更相は、大阪市の委任を受け、大阪市西成区（あいりん地区の所在地）において、居住地がないかもしくは明らかでない要保護者についての保護の決定および実施、付属の一時保護所（生活保護法上の更生施設）での保護等を行う独自の機関である。

従来、市更相は、ホームレスには居宅保護は認められないとの立場から、原則として収容保護をもって対象となるホームレスに対応してきた（いわゆる収容保護主義）。これは、当時のホームレスに対する対応としては、全国的にみて一般的なものであったが、必ずしも明文の根拠にもとづく取り扱いではなく、また、施設での収容期限が切れると再び野宿生活に逆戻りするケースが多いなど、法の趣旨・目的に照らして適切とはいがたいとの指摘がかなえてよりなされていた。

周知のとおり、法30条1項は居宅保護を原則とし、「これによることができないとき、これによつては保護の目的を達しがたいとき、又は被保

護者が希望したとき」に限り例外的に収容保護が認められる旨規定している。したがつて、保護を居宅で行うか、施設への収容によってするかについては、行政庁に裁量の余地が存する。

この点、行政庁の裁量権行使の適法性が争われた裁判例は過去に数例あるが、本件と同様、居宅での保護を希望した被保護者が、収容保護を内容とする保護変更決定および保護を廃止する決定の取消しを求めた事案（いわゆる古川訴訟）の最高裁で「正当」とされた控訴審判決¹⁾は、次のとおり判示して原告の請求を退けた。

「……居宅保護では保護の目的を達しがたいときは、居宅保護より収容保護の方が妥当であるというだけでは足りず、……法の趣旨、目的に照らし、居宅保護によっては保護の効果がないか、変更前の保護の効果を無にし、又はこれを減ずる結果をもたらす場合をいうものと解されるが、これに該当するかどうかの判断は、保護の実施機関である行政庁の裁量に委ねられており、……当該行政庁の処分が裁量権の範囲を超え、又はその濫用があったものと認められる場合に限り違法となるというべきである。」

法30条1項の解釈、およびそれにもとづく収容保護の取り扱いについては、本判決がその後長らく指針としての地位を維持し、その結果、行政庁たる保護実施機関にはこの点につき大幅な裁量権が認められてきた。このような先行事例の存在も、ホームレス対策のいわば「切札」としての収容保護主義という、制度趣旨から見て必ずしも適切とは言いがたい運用が、本件大阪市を始めとして多くの自治体でみられた背景の一つをなしていたのではないかと考えられる。

これに対し、本件佐藤訴訟一審判決においては、Xが居宅保護を希望する認識を有していたことを前提として、その上でなされた本件収容保護決定の違法性、および他の適切な措置を講ずべきことにおけるYの不作為（裁量権の消極的濫用）を認めた。この判断は、判断枠組み自体は上記古川訴訟におけるそれを踏襲しつつも、法30条1項の解釈における行政庁の裁量権の限界を示し、保護において要保護者の意思を尊重すべきことを

明らかにした点、およびその結果、当時収容保護が通例であった野宿生活者に居宅保護の途を開いた点において、重要な先駆的意義を有する事例であったといえる。また、周知のとおり、平成15年7月31日（本件二審判決の数か月前）には、「ホームレスに対する生活保護の適用について」²⁾と題する通知が厚生労働省から出され、「ホームレスに対する生活保護の適用に当たっては、居住地がないことや稼働能力があることのみをもって保護の要件に欠けるものでないことに留意し、生活保護を適正に実施する。」ことが正式に通知され、安定した住居のない要保護者への敷金支給も認められるようになった。このような厚生労働省の方針の変更、現場における取り扱いの変更も、本件一審判決の成果として評価されうる。

2 Yの主張の変化と二審における争点

上記のとおり、本件においてはY側のみが控訴したため、二審における審判の対象は、Xの請求（本件収容保護決定の取消し）を認容した原判決の当否のみとなった。

この点につきYは、ホームレスには居宅保護をすることができない、という一審段階における主張に代えて、Xは法30条1項ただし書にいう「これによることができないとき」に当たるので、本件収容保護決定は適法であるとの主張を新たに行った。

このため、二審においては一審とは異なり、この「これによることができないとき」の意義をどのように解すべきか、より具体的には本件は「これによることができないとき」に該当するか、が主たる争点とされることとなった。

このこともあり、Y側の主張の変化は、X側において「一審での主張をすべて撤回し、全く新たな主張をしあげた」³⁾ものととらえられている。しかし、Yにおける主張の仕方には確かに変化はみられるものの、法30条1項の解釈とそれにもとづく本件収容保護決定の適法性を争っているという点においては、結局のところ一審段階と同様であり、これを一審での主張の「撤回」や、その上での「全く新たな主張」等ととらえること

は必ずしも適切とは言い難いように思われる。二審段階においても、本件の法律論上の争点は法30条にあり、本質的に一審段階と変化はないことが確認されるべきであろう。

3 本件が法30条1項にいう「これによることができないとき」に当たるか否かについて

Yは次のとおり主張した。「これによることができないとき」とは、現に住居を有しておらず、かつ、居宅の具体的準備（借家又は賃間の規模・賃料等を特定できる程度の準備）もされていない場合をいう。これを本件についてみた場合、Xは平成9年10月20日に本件申請を行った際、現に居宅を有していたわけではなく、上記のような居宅の具体的準備をしていたわけでもないから、「これによることができないとき」に当たり、したがって本件決定に何ら違法な点はない。

これに対しXは次のように主張した。法の趣旨・目的を考慮すれば、「これによることができないとき」とは、物理的、現実的に居宅保護ができない場合、すなわち、現に居宅を有しておらず、かつ居宅の確保が客観的に不可能な状況にあるときをいう。これを本件についてみた場合、本件収容保護決定がされた当時、釜ヶ崎地区には多数の空室のアパートがあり、居宅の確保が客観的に不可能な状況にあったものとは到底いえないから、「これによることができないとき」には当たらない。

この点につき判決は、判旨でも引用したとおり、Xの主張をほぼ全面的に認め、本件収容保護決定は、法30条1項ただし書の要件を欠くものとして取消しを免れない旨判示した。

Yの主張は、「これによることができないとき」とは「居宅を有しない被保護者を保護する場合の如きである」⁴⁾とする従来からの解釈を根拠とするものと思われる。しかし、本来保護は居宅によることが原則なのであるから、この解釈については、居宅を有しない者が居宅での保護を希望したり、保護実施機関がそのために必要な指導や助言を行ったりすることを排除する趣旨ではない、と理解するのが自然であろう。

そもそも、法が居宅保護を原則としているのは、保護は被保護者ないし要保護者の生活の本拠である居宅において行われるのが、最低生活保障および自立助長という法の目的に適うと解されているためである。本件では、Xは医療連の支援によって敷金等の貸付を受け、アパートを借りることができたが、上記のような法の趣旨に照らせば、このような役割は本来、実施機関が負うべきものといわなければならない（現に、上記のとおり現在では保護費による敷金等の支給が認められるに至っている）。そして、そのための前提として、本件でも問題となっている、保護を居宅で行うか、収容保護によるべきかの判断が、適切な調査に基づいてなされるべきことになる。しかし、本件においては、判決文も指摘するとおり、その判断が「ホームレスには居宅保護を行うことができない」との法解釈のみを根拠として、したがってその他の何らの調査も行われることなくなっている。

法30条1項ただし書が、その規定の趣旨から、保護実施機関である行政庁に一定の裁量の余地を認めていることは先にも確認したとおりである。しかし、上記のような判断のあり方（裁量権行使のあり方）が、法の趣旨に照らして適切とは言いがたいことは改めて指摘するまでもないであろう。その意味で、本件が「これによることができない」場合に当たらず、本件収容保護決定は取消しを免れないとした本判決の判断は妥当であったと思われる。

ところで、本判決は、Xが「これによることができない」場合に当たらない、と判断した根拠として、本件収容保護決定がなされた当時、Xが「すみやかに低廉な賃貸条件で居宅を確保することが可能な状況にあった」ことを挙げている。これは、当時の釜ヶ崎地区におけるアパートの家賃、空室状況、Xが居宅を確保するための資金の調達の状況（医療連による貸付）等（Xのいう物理的・客観的な状況）につき、上記Xの主張をほぼ全面的に認容したものである。

少なくとも、Xが本件申請ののち短時日のうちに居宅を賃借することのできた本件に関する限

り、上記判断に問題はないものと思われる。ただし、要保護者が居宅での保護を希望しているにもかかわらず、上記のような状況が揃わない場合に、本人の希望が何ら反映されないままただちに収容保護が行われればそれでよいのか、との疑問は残る。そのような場合、収容保護決定を受けた被保護者が保護受給を断念し、再び野宿生活に逆戻りしてしまうという、制度趣旨からみて本末転倒の結果を生じさせる可能性も否定できない。このように、居宅か施設収容かの決定は、要保護者にとって重要な意義を有する問題であるから、本判決においても、法にいう「これによることができないとき」のより明確な判断基準が示されてもよかつたのではないかと思われる。具体的には、例えば、居宅保護を希望する要保護者に居宅の確保のための準備の努力を尽くさせ（ただしその場合、保護実施機関による適切な援助が不可欠となる）⁵⁾、それでもなお希望する地区で基準額内の居宅が確保できなかった場合に初めて収容保護を認めるなど、収容保護にあたっての実体的な要件が必要とされることになろう。

4 Xの本件における生活保護実施機関としての調査義務について

上記のとおり、本件収容保護決定をはじめとする当時のYにおける事務処理は、いずれもホームレスには居宅保護を行うことができない、との前提でなされており、Xが居宅保護を受けられるかどうか、といった観点からの調査およびそれに基づく判断は、本件においては一切なされていない。

この点につきXは次のように主張した。法の趣旨・目的に鑑みれば、保護の実施機関は、相談を受けた要保護者に対し、その最低生活を保障した上で自立を助長する義務を負い、かかる義務を履行して適正な保護を行うために、必要な説明、助言、指導、指示、援助、調査等を行うべき義務を負う。しかしYは、居宅保護のためには居宅の具体的準備が必要としながら、この点に関する適切な説明や指導助言を行っていない。したがって、本件が「これによることができないとき」に

当たらないことは明らかである。

これに対しYは次のとおり反論した。法1条は、法の各条項の解釈における指針となるべきものではあるが、そのことから、直ちに「具体的援助義務」が導かれるとするのは論理の飛躍がある。また、法の各条項（27条、28条1項等）は、指導、指示、調査および助言のいずれについても、実施機関にその権限を付与しているにとどまり、これらの実施を義務付けているものではない。したがって、Xのいう「具体的援助義務」を根拠づける規定は存在しない。

これに対し本判決は、Xが現に住居を有しておらないとしても、その他の事情からして法30条の居宅保護を受けられるかどうかを調査すべき義務があったものというべきとして、Yの調査義務を認定した。

このような調査義務が義務として把握されなければ、保護実施機関においてこの点についての懈怠や不作為があったとしても何らの問題も生じないことになり、それでは保護実施機関としての機能を果たしえない⁶⁾。その意味で、上記判示は妥当なものであったと思われる。

確かに、このような調査（および説明、助言、指導、指示、援助等）をなすべき義務の法文上の根拠は、生活保護法それ自体からは必ずしも明らかではない。本判決も、Yが相応の調査義務を尽くせば、Xが居宅で保護を受けられる可能性について認識したであろうという、いわば事実上の要因によって調査義務を根拠づけるにとどまり、上記の点を必ずしも明確に指摘しているとは言い難い。

だが、行政が本来、どのようなものであれ究極的には関係国民の利益に仕えるべき作用である⁷⁾ことに鑑みれば、保護実施機関に調査をはじめとする各種の権限が認められているのも、国民に認められた権利としての保護の適切な実施を目的とするものであることは論を待たない。保護実施機関に付与された権限がそのようなものであるとすれば、それをYの主張のごとく単に権限を付与されたにとどまるとみるべきではなく、そこからは、必要があれば調査その他をなすべき義務も當

然に発生すべきものと解すべきであろう。本件においても、このような調査「義務」の位置づけがもう少し明確に示されるべきであったように思われる。

5 おわりに

本件は、本件収容保護決定がなされた平成9年11月5日からわずか7日後の同月12日には、Xに対して居宅保護を行う旨の保護開始決定が西成区福祉事務所長によってなされ、Xも同月11日以降賃貸住宅での生活を開始しているため、本件訴訟によって得られる実質的利益は必ずしも大きくな⁸⁾。

だが、先にも指摘したとおり、本件において、本件収容保護決定の違法性が認定されたことにより、とりわけ一審判決後に、保護の現場におけるホームレスの取り扱いに変更がもたらされたという意味において、本件が生活保護行政に及ぼした影響は少なからぬものがあった。本件二審判決は、上記取り扱いの変更が判決の直前（3か月前）になされたという事情も手伝って、一審判決に比してやや印象が薄い感があり、また、条文の解釈や調査義務の位置づけなどにおいて、全体的にやや論理的明確さを欠くくらいのあることも否定できない。だが、ホームレスの取り扱い変更後に改めて当該処分の違法性を確認した点、どのような前提に立ったとしても「ホームレスには居宅保護を行うことができない」とする法解釈が誤りであり、それにもとづく制度運用が法の本来の趣旨・目的から大幅に逸脱していたことを示した点において、一審判決ともども今後も重要な先行事例としての意義を有することになるものと思われる。

上記「ホームレスに対する生活保護の適用について」の通知以降、各自治体においては、ホームレスに対する保護の運用はおおむね適切になされているとされる。だが、近時の北九州市の事例⁹⁾にみられるように、保護の不適切な運用実態は全面的に解決されたとは言いがたい状況にある。このような状況下で、本件佐藤訴訟におけるような保護の運用ないし処分がなぜ違法とされるに至ったかを改めて確認しておくことも必ずしも無駄で

はないと思われる。判決の時期からするといささか旧間に属する本件を今回検討の対象とした所以である。

注

- 1) 最判平成元年4月14日判例集未搭載。なお、本訴訟における被告は、本件と同じ大阪市更生相談所であったが、一番から最高裁のいずれにおいても同様の結論により原告が敗訴している。本件についての評釈として堀〔1990, 407頁〕。
- 2) 社援保発第0731001号。
- 3) 小久保〔2003, 6頁〕。なお、同稿の筆者は本件の原告（被控訴人）訴訟代理人である。
- 4) 小山〔1952, 435頁〕。
- 5) 本件においても、Xがこのような努力を尽くしていなかった旨の主張がYによりなされている。ただし、Y側はその際の実施機関の援助については何ら言及していない。
- 6) 赤井〔2003, 41頁〕（本件評釈）。
- 7) 原田〔2005, 98頁〕。
- 8) Xが居宅での保護を望んでいた、という意味においては、現行制度のもとにおいては、取消

訴訟よりも義務づけ訴訟の方法による方が適当である、との指摘もありえよう。

- 9) 2006年5月、北九州市で生活保護の申請を拒否された56歳の男性が、自宅で餓死しているのが発見された事例（新聞各紙の報道による）。

参考文献

- 赤井朱美（2003）「社会保障判例研究 居宅保護を求める要保護者に対する収容保護決定の取消請求」『賃金と社会保障』1358号。
- 小久保哲郎（2003）「ホームレス支援は居宅保護が原則——居宅伝尾生活保護要求佐藤訴訟・大阪高裁判決（平15.・10・13）の意義」『賃金と社会保障』1358号。
- 小山進次郎（1952）『改訂増補 生活保護法の解釈と運用』中央社会福祉協議会。
- 原田尚彦（2005）『行政法要論 全訂第六版』学陽書房。
- 堀 勝洋（1990）「社会保障法判例 居宅での保護を望む被保護者に対して行った保護施設で保護を行うという処分が違法意見ではないとされた事例（古川訴訟控訴審及び上告審判決）」『季刊・社会保障研究』Vol. 25 No. 4。

（わきの・こうたろう 大正大学講師）